

公益事業に対する資金助成案件の募集について

日頃は、公益財団法人キワニス日本財団にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当財団では、一般の方々が行われる公益事業に対して1件当たり30万円を上限とする資金を助成する事業を行っており、広く一般の方々からの応募をお待ちしています。公益事業については、当財団の内部規程に定める事業とされており、当財団に設置された事業選定委員会及び理事会の審査を経て決定されます。対象となる事業、申請に必要な手続き等は下記のとおりです。

なお詳細をお知りになりたいときは、お住いの都道府県のキワニスクラブ又は当財団へ直接お問い合わせ下さい。

記

1、 事業選定委員会細則に定める基準

- (1) 財団定款第3条の目的に適合したものであること。
- (2) 不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものであること。
- (3) 会員や利害関係者に対して特別の利益を与えていないこと。
- (4) 事業の成果が明確に不特定かつ多数のための利益増進に寄与したことが把握でき、かつ公表できるものであること。
- (5) 子どもを対象にしたプロジェクトを優先的に考えるものであること。

2、 事業選定委員会の運営に関する了解事項に定める基準

- (1) 助成する対象は、定款第4条の事業に該当する案件であること。
- (2) 当該事業が、キワニスクラブの活動を社会全般に周知徹底させるのに有益と考えられるものであること。
- (3) 助成案件が多数申請された場合には、それぞれの事業の狙い、内容を第一義的に検討、審査することは当然ながら、結果として助成案件の地域的配分も併せ考慮すること。
- (4) 当該事業についてキワニスクラブの会員が自らの身体を使って推進するものを優先的に考えること。
- (5) 毎年継続的に行われる案件に対する助成については原則として連続2年限りとする。
- (6) 助成金額は原則として飲食費を除く総事業費の50%以内とする。

(当財団の定款については、このホーム・ページの定款の項をご参照ください。)

3、 申請に当たっては、申請書の提出が必要です。 [申請書 FORM\(国内、海外\)](#)

上記を参考に申請フォームにて**2024年12月25日(金)**までに

KJF事務局宛 (e-mail kiwanisjapanfund@kjf2009.jp) お送りください。

以上